

さいたま市水道管管理図電子閲覧利用規約

(目的)

第1条 さいたま市水道管管理図電子閲覧利用規約（以下「本規約」という。）は、さいたま市水道局（以下「本市」という。）が所有する水道管路図を基とした、配水管等の埋設状況をインターネットで閲覧できる水道管管理図の電子閲覧（以下「電子閲覧」という。）を個人（以下「利用者」という。）が利用する場合において、順守する必要な事項を定めるものです。

(本規約の同意)

第2条 電子閲覧の利用に当たっては、本規約を十分に読んでいただき、本規約に同意していただくことが必要です。

2 電子閲覧を利用した場合は、利用者は本規約に同意したものとみなします。

(利用者の責任)

第3条 利用者は、電子閲覧を利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備し、並びに機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続は、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。

2 利用者は、電子閲覧の利用に当たり、自己の使用に係る機器について、ウイルス感染防止等必要なセキュリティ対策に努めなければなりません。

3 利用者は、本市が電子閲覧で提供する水道管管理図（以下「水道管管理図」という。）の内容について、凡例等を参考にし、十分に理解した上で電子閲覧を利用するものとします。

4 利用者は、不要となった印刷済みの水道管管理図を書類裁断機により細断するなど適切に処分することとし、電子閲覧にて取得した情報の取扱いについて十分に注意しなければなりません。

(水道管管理図)

第4条 水道管管理図の区域は、さいたま市給水区域内とします。

2 水道管管理図は、あくまで参考図であるため、上水道の管路全ての情報を提供するものではありません。

3 水道管管理図に係る詳細な情報が必要な場合は、現地確認と併せて水道局業務部給水工事課にある埋設管調査窓口（以下「埋設管調査窓口」という。）にて御確認ください。

4 水道管管理図は、作成時の情報に基づくものであり、現況と異なる場合があるため、その内容や情報の正確性を保証しません。水道管管理図と現況とが異なる場合は、現況を優先してください。

5 地図や画像は、必ずしも土地の境界又は建物等の位置を正確に表示しているものではありません。

6 本市は、電子閲覧の運用上の都合により、利用者への事前の通知又は予告なしに水道管管理図の内容の追加若しくは変更又は電子閲覧の利用の制限若しくは停止を行うことがあります。

7 水道管管理図の内容についての問合せは、電話、ファックス、メール等では誤認の原因となるため、一切対応しておりません。必ず埋設管調査窓口にて御確認ください。

(禁止事項)

第5条 電子閲覧の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。これらの禁止事項に違反し、第三者又は本市に対し損害を与えた場合は、その責めを負わなければなりません。

- (1) 自身を偽り、又は他人を装って不正に電子閲覧にアクセスすること。
- (2) 電子閲覧の管理及び運営を故意に妨害し、又はウイルス等により電子閲覧のシステムを破壊すること。
- (3) 他の利用者のユーザー名（利用者を識別するために利用者ごとに振られる符号をいう。以下「ID」という。）を不正に入手し、使用すること。
- (4) 自身のID及びパスワードを第三者に提供及び貸与すること。
- (5) 水道管理設調査の事前確認以外の目的で利用すること。
- (6) 水道管管理図を商用転用等の営利目的で利用すること。
- (7) 電子閲覧の全部又は一部を第三者に頒布、転載、送信その他の方法で提供すること。
- (8) 電子閲覧の改変若しくは解析を行うこと、又はこれを試みること。
- (9) 携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等による表示画面の写真撮影をすること。
- (10) 電子閲覧に含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去等すること。
- (11) 電子閲覧の画像、文字等について、本市に無断で他のウェブサイト、印刷物等に転載すること。
- (12) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

(違反行為等に対する防御処置)

第6条 本市は、前条各号に規定する禁止事項のいずれかに該当する行為があったことが明らかに認められる場合又はこれに該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者の電子閲覧利用停止等必要な処置を講ずることができるものとします。

(利用停止又は制限)

第7条 本市は、次の各号に掲げる場合においては、利用者へ事前の通知を行うことなく、電子閲覧の利用を停止又は制限できるものとします。

- (1) 電子閲覧の利用が著しく集中した場合
- (2) 電子閲覧に重大な不具合が生じ、緊急にシステムメンテナンスを行う場合
- (3) その他やむを得ない理由により電子閲覧の利用を停止又は制限しなければならない事態が生じた場合

(問合せ方法)

第8条 電子閲覧の操作方法、本市が発行するID及びパスワードを取得する申請（以下「IDパスワード申請」という。）手続等についての問合せは、電子閲覧の運用に当たっている水道局給水部維持管理課（以下「維持管理課」という。）にて電話により行うものとします。

- 2 前項の問合せの受付時間は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、水道管管理図の記載内容についての問合せは、埋設管調査窓口にて対面で行うものとします。

(ログイン用 ID 等)

第9条 利用者は、電子閲覧を利用する場合には、IDパスワード申請をするものとします。

- 2 利用者は、利用後は必ずログアウトを行う等、自己の責任において ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、漏洩の可能性がある場合は、直ちに維持管理課に失効手続の届出を行うものとします。
- 3 前項の失効手続の届出がされなかった場合は、本市では、漏洩した ID 及びパスワードにより行われた水道管管理図の閲覧についても、全て当該利用者の意思によるものとみなします。
- 4 IDの有効期限は、発行した日から翌々年度の3月31日です。
- 5 IDの有効期限経過後も継続して電子閲覧を利用する場合は、有効期限満了前に、継続 ID パスワード申請(以下「継続申請」という。)をするものとします。
- 6 有効期限満了に伴う継続申請の受付期間、手続等については、本市ウェブサイトその他の適切な方法により周知するものとします。
- 7 前2項に規定する継続申請を行わなかった場合において、電子閲覧を利用するときは、第1項の規定に基づき、改めて ID パスワード申請をするものとします。
- 8 利用者は、ID パスワード申請時及び継続申請時に届け出ている事項に変更が生じた場合は、速やかに本市へ届出を行うものとします。

(個人情報の取扱い)

第10条 本市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関連法令等(以下「個人情報保護関連法令等」という。)に基づき個人情報の保護を行います。

- 2 本市は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本市が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の目的外利用を行うこと及び業務委託事業者以外の第三者への提供をすることは一切ありません。
- 3 本市は、保有個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護関連法令等に違反して保有個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

(免責事項)

第11条 本市は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者が電子閲覧を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

- 2 本市は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、電子閲覧運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について、一切の責任を負いません。
- 3 本市は、第4条第6項の規定により発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。

(本規約の変更)

第12条 本市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

- 2 本市は、本規約の変更を行った場合には、本規約を変更する旨及び変更後の本規約内容並びに適用日(施

行日) について、効力発生時期が到来するまでに、遅滞なく本市ウェブサイトその他の適切な方法により周知するものとします。

3 本規約の変更後に利用者が電子閲覧を利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなします。

(著作権)

第13条 電子閲覧が利用者に対し提供するコンテンツ、図面等に係る著作権は、本市に帰属するものであり、著作権法(昭和45年法律第48号)その他関連法令によって保護されています。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第14条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2 電子閲覧の利用に関連して本市と利用者との間に生ずる全ての訴訟については、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和5年9月19日から施行します。

附 則

この規約は、令和8年2月25日から施行します。